

業務部速報

No. 40

発行 15. 2. 4

JR東労組 業務部

申1号 第30回定期大会発言に基づく申し入れ団体交渉 1回目

第1項 各系統における施策実施や各種説明、通達事項等については前広に労使間で議論をおこなうこと。

確認事項

- ・『施策実施に関する確認メモ』の遵守を再確認
- ・職場の混乱を回避するために、労使で真摯な議論を行い、安全を第一に、働きやすい職場をつくる事をめざす

第2項 設備21以降に発生し続ける重大事故に対する原因究明をおこない再発防止対策を確立すること。また、設備・電気部門におけるグループ会社との業務体制のあり方について見直しをおこなうこと。

共通認識

- ・ルールの成り立ちを含めた理解が重要
- ・ルールは不変ではなく、絶え間なくルールの見直しなどの取組が必要

組合 事故の再発防止に向け、担う側の声を反映した仕組みをつくるのが大切である！

会社 世代交代に対応し得る職場づくりに向け、本体が持つべき技術を明確にする議論を行っていく。

第3項 常磐線広野～竜田駅間を6月1日に運転再開した理由を明らかにすること。また、福島第一原発事故が未だ終息していない中で、社員の健康や運行に関して安全と判断した根拠を明らかにすること。

会社として「業務を行うに耐えうる環境」と判断した根拠

- ・1往復の被爆量（内閣府調査：0.045 μ Sv）は低く健康被害がない
- ・線路内および周囲の除染対策が事前に完了していた
- ・行政の判断（檜葉町の「帰町の判断」）

組合 安全性を確保したと運転再開の時点で、社員に伝えるべきだ！！

第4項 放射能による健康被害等に不安を抱える女性社員ならびに若手社員については、本人の意見を尊重し業務運営をおこなうこと。

第5項 駅や鉄道沿線に設置しているモニタリングポストを増設し、測定した空間線量を乗務員休憩室及び当直で常時確認できるモニター等を設置すること。また、測定した空間線量に異常値が示された場合は、機器の故障の有無に係わらず運転中止するとともに、避難指示解除準備地域に在線する列車を直ちに区域外に退避させること。

組合 ・今もなお、不安の声が職場から出ている。不安解消に向けて努力するべき

会社 ・不安解消のために、血液検査・健康相談以外にも線量管理をしている
・希望者が内部被爆検査を受診できるように検討している（時期は未定）

確認事項

- ・線量に異常値が出た場合「区域外の列車を区域内に入れない」「区域内の列車は、車両が動けるならば、区域外に出す」

第7項 災害に強い鉄道を実現するために、災害発生時を想定した現地訓練を実施すること。また、現地訓練は各現業機関の指導担当がおこなうこと。

確認事項

- ・現地で判断できる人を育てなければならない
- ・そのために、「現地に立つこと」と「机上訓練」の双方が大切
- ・訓練は、各職場の特情にあわせて現場に必要な訓練を行う
- ・訓練計画策定にあたり、現場を熟知した指導担当等の意見を取り入れる